

第1840号
令和6年6月15日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例

(刑事)

- 児童に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律2条3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これをひそかに撮影するなどして児童ポルノを製造したという事実について、当該行為が同法7条4項の児童ポルノ製造罪にも該当するときに、同条5項を適用することの可否

(令和5年(あ)第1032号・令和6年5月21日 第三小法廷判決棄却)

- 被告人を死刑に処した裁判員裁判による第1審判決を量刑不当として破棄し無期懲役に処した原判決の量刑が維持された事例

(令和5年(あ)第292号・令和6年5月27日 第一小法廷決定棄却)

◎最高裁判所判例要旨

(民事)

- 消費者裁判手続特例法2条4号所定の共通義務確認の訴えについて同法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に該当するとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和4年(受)第1041号・令和6年3月12日 第三小法廷判決破棄自判)

- 相続回復請求の相手方である表見相続人は、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得することができるか

(令和4年(受)第2332号・令和6年3月19日 第三小法廷判決棄却)

- 犯罪被害者と同性の者は犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得るか

(令和4年(行ツ)第318号、同年(行ヒ)第360号・令和6年3月26日 第三小法廷判決破棄差戻し)

- 社団たる医療法人の社員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律37条2項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することの可否

(令和4年(許)第18号・令和6年3月27日 第三小法廷決定棄却)

◎記事

- 人事異動(5月23日~6月2日)

◎法律等

- 道路交通法の一部を改正する法律について

◎長官・所長・事務局長・事務局次長等一覧

1

3

4

5

6

刑事

◎児童に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律2条3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これをひそかに撮影するなどして児童ポルノを製造したという事実について、当該行為が同法7条4項の児童ポルノ製造罪にも該当するときに、同条5項を適用することの可否

件名 強制わいせつ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、強制性交等未遂、強制性交等被告事件

最高裁判所令和5年(あ)第1032号

令和6年5月21日 第三小法廷判決棄却

被告人 A

原審 大阪高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中170日を本刑に算入する。

理由

1 弁護人奥村徹の上告趣意のうち、大阪高等裁判所令和4年(う)第758号同5年1月24日判決・判例タイムズ1512号136頁を引用して判例違反をいう点について

原判決は、就寝中の被害児童(当時10歳)に対する強制わいせつ、強制性交等未遂及び強制性交等の各犯行の機会に同児童に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(以下「児童ポルノ法」という。)2条3項各号のいずれかに掲げる姿態(以下、単に「姿態」という。)をとらせ、これをひそかに撮影するなどして児童ポルノを製造したという各児童ポルノ製造(以下「本件各児童ポルノ製造」という。)の事実について同法7条5項を適用した第1審判決を是認した。

この判断は、児童に対する強制わいせつ、準強制わいせつ及び強制性交等の各犯行の機会に同児童に姿態をとらせ、これを撮影するなどして児童ポルノを製造した場合には、児童が就寝中等の事情により撮影の事実を認識していないても、児童ポルノ法7条4項の児童ポルノ製造罪が成立し、同条5項は適用されないとした所論引用の判例と相反する判断をしたものというべきである。

しかしながら、児童ポルノ法7条5項が、ひそかに児童の姿態を撮影するなどして児童ポルノを製造するという行為態様の違法性の高さに鑑み、同条3項及び4項の各児童ポルノ製造に加えて、処罰対象となる児童ポルノ製造の範囲を拡大するために制定されたという立法の趣旨及び経緯、並びに、同条4項、5項の各児童ポルノ製造罪の保護法益及び法定刑に照らせば、児童に姿態をとらせ、これをひそかに撮影するなどして児童ポルノを製造したという事実について、当該行為が同法7条4項の児童ポルノ製造罪にも該当するとしても、なお同条5項の児童ポルノ製造罪が成立し、同罪で公訴が提起された場合、裁判所は、同項を適用することができると解するのが相当である。そのように解さなければ、事案によつては、同罪で公訴を提起した検察官が同法7条4項の児童ポルノ製造罪の不成立の証明を、被告人がその成立の反証を志向するなど、当事者双方に不自然な訴訟活動を行わせることになりかねず、さらには、ひそかに児童の姿態を撮影するなどして児童ポルノを製造したことは証拠上明らかであるのに、裁判所が同法7条5項を適用することができないといった不合理な事態になりかねない。同項にいう「前2項に規定するものほか」との文言は、以上の解釈を妨げるものではない。

よつて、本件各児童ポルノ製造の事実について児童ポルノ法7条5項を適用した第1審判決を是認した原判断は正当である。

したがつて、刑訴法410条2項により所論引用の判例を変更し、原判決を維持するのを相当と認めるから、所論の判例違反は、結局、原判決破棄の理由にならない。

2 その余の上告趣意について

弁護人奥村徹の上告趣意のうち、その余の判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであつて本件に適切でないか、引用の判例が所論のような趣旨を示したものではないから前提を欠くものであり、その余は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

3 よつて、刑訴法408条、刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 今崎幸彦 裁判官 宇賀克也 裁判官 林道晴 裁判官 渡邊恵理子)

◎被告人を死刑に処した裁判員裁判による
第1審判決を量刑不当として破棄し無期懲役に処した原判決の量刑が維持された事例

件名 窃盗、道路交通法違反、殺人被告事件

最高裁判所令和5年(あ)第292号

令和6年5月27日 第一小法廷決定棄却

被告人 盛藤吉高

原審 仙台高等裁判所

主文

本件上告を棄却する。

理由

検察官の上告趣意は、判例違反をいう点を含め、実質は量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

所論に鑑み、記録を調査しても、刑訴法411条を適用すべきものとは認められない。

付言するに、本件は、服役を終えたばかりの被告人が、新しい人間関係、なじみのない土地及び未経験の仕事等への不安から、罪を犯して刑務所に戻りたいと考えるうちに、長く刑務所にいるためにトラックを2名くらいに衝突させて逃げようと考えるに至り、準中型貨物自動車を窃取してこれを無免許運転し、その際、殺意をもって、対向歩行中の被害者A及びBに同車を衝突させ、Aをはね飛ばし、Bを転倒させ躊躇して、両名を殺害した上、負傷者の救護も警察官に対する事故の報告もしなかった、という事案である。

罪を犯して刑務所に戻りたいなどという動機は極めて身勝手かつ自己中心的であり、また、その手段として他人の生命を侵害する犯罪を選んだのは、生命軽視の度合いが大きく、厳しい非難が向けられるべきである。犯行態様は、通り合わせたにすぎない無防備な歩行者にトラックを加速させつつ衝突させるという生命侵害の危険性の高いものであり、殺意は明白である。被告人とは無関係であり何ら落ち度のない被害者2名の命を理不尽に奪ったという結果は重大であって、遺族らの处罚感情が非常に厳しいのも当然であり、社会に相当の不安感を与えたことも否定できない。被告人の刑事責任は誠に重いというほかなく、本件は死刑を選択することの当否を検討すべき事案である。

しかし、死刑は究極の刑罰であり、その適用は慎重に行わなければならないという観点及び公平性の確保の観点を踏まえる必要がある。このような観点から検討すると、被告人は、長い期間刑務所に入ろうと考えて、トラックを盗み出し2名くらいの歩行者に衝突さ

せて逃げようとの漠然とした計画は立てていたものの、それ以上に確実な殺害を企図して具体的な犯行を想定し準備をしていたとは認められず、また、実際の犯行も、トラックを運転し、対向して歩いてきた被害者らを一度にはねた後、そのまま走り去るというものであった。そうすると、本件は、被告人が、被害者らの殺害それ自体を目的としてこれを意欲し、人の命を奪うための綿密な計画や周到な準備に基づき、殺害を確実に遂げるべく実行した犯行とはいえず、被告人の生命軽視の度合いが甚だしく顕著であったとまではいうことができない。

以上によれば、本件は被害者2名に対する殺人を含む事件であり、その動機は身勝手かつ自己中心的であるというほかなく、被告人の刑事責任は誠に重いものの、前記の観点を踏まえ、犯情を総合的に評価すると、死刑を選択することが真にやむを得ないとまではいい難い。したがって、第1審の死刑判決を破棄し、被告人を無期懲役に処した原判決が、刑の量定において甚だしく不适当であってこれを破棄しなければ著しく正義に反するものということはできない。

よって、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 堀 徹 裁判官 深山卓也 裁判官 安浪亮介 裁判官 岡 正晶 裁判官 宮川美津子)

最高裁判所判例要旨

民事

- 消費者裁判手続特例法2条4号所定の共通義務確認の訴えについて同法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に該当するとした原審の判断に違法があるとされた事例

令和4年(受)第1041号
令6・3・12三小判 破棄自判
民集78巻1号本誌1835号

特定適格消費者団体であるXが、Yらが相当多数の消費者に対して虚偽又は実際とは著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をして商品を販売するなどしたことが不法行為に該当すると主張して、Yらに対し、Yらが上記消費者に対して売買代金相当額等の損害賠償義務を負うべきことの確認を求めて消費者裁判手続特例法2条4号所定の共通義務確認の訴えを提起した場合において、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、過失相殺及び因果関係に関する審理判断を理由として、上記訴えについて、同法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に該当するとした原審の判断には、同項の解釈適用を誤った違法がある。

- (1) Xが主張するYらの不法行為の内容は、Yらが上記消費者に対して仮想通貨に関し誰でも確実に稼ぐことができる簡単な方法があるなどとして、上記商品につき上記説明をしてこれらを販売するなどしたというものであり、Yらの説明は、上記商品の購入を勧誘するためのウェブサイトに掲載された文言や動画によって行われた。
 - (2) 上記商品は、投資対象である仮想通貨の内容等を解説し、又は取引のためのシステム等を提供するものにすぎず、仮想通貨への投資そのものではない。
 - (3) 上記消費者につき、過失相殺をするかどうか及び仮に過失相殺をするとした場合のその過失の割合が争われたときには、簡易確定手続を行うこととなる裁判所において、適切な審理運営上の工夫を講ずることが考えられる。
- (補足意見がある。)

- 相続回復請求の相手方である表見相続人は、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得することができるか

令和4年(受)第2332号
令6・3・19三小判 異却
民集78巻1号本誌1836号

相続回復請求の相手方である表見相続人は、真正相続人の有する相続回復請求権の消滅時効が完成する前であっても、当該真正相続人が相続した財産の所有権を時効により取得することができる。

- 犯罪被害者と同性の者は犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得るか

令和4年(行ツ)第318号
令和4年(行ヒ)第360号
令6・3・26三小判 破棄差戻し
民集78巻1号本誌1836号

犯罪被害者と同性の者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得る。(補足意見及び反対意見がある。)

- 社団たる医療法人の社員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律37条2項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することの可否

令和4年(許)第18号
令6・3・27三小決 異却
民集78巻1号本誌1837号

社団たる医療法人の社員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律37条2項の類推適用により裁判所の許可を得て社員総会を招集することはできない。(補足意見がある。)

記事

◎人事異動

定年退官

新潟地方裁判所長

蓮井俊治

(5月23日)

新潟地方裁判所長

名古屋高等裁判所判事

松村 徹

(5月24日)

東京高等裁判所判事

裁判所職員総合研修所長

後藤 健

裁判所職員総合研修所長

長野地方・家庭裁判所長

江原健志

長野地方・家庭裁判所長

金沢地方・家庭裁判所長

林 俊之

金沢地方・家庭裁判所長

東京高等裁判所判事

任介辰哉

依願退官

東京高等裁判所判事

脇 博人

(以上5月25日)

仙台高等裁判所判事

横浜地方・家庭裁判所相模原支部長

倉澤守春

横浜地方・家庭裁判所相模原支部長

東京高等裁判所判事

関 述之

(以上5月27日)

定年退官

瀬戸簡易裁判所判事

上杉誌朗

(5月28日)

定年退官

豊中簡易裁判所判事

山本 猛

(5月29日)

枚方簡易裁判所判事

齋藤正人

豊中簡易裁判所判事

大阪簡易裁判所判事

山本泰博

大阪簡易裁判所判事

枚方簡易裁判所判事

神谷義彦

(以上5月30日)

依願退官(退官後在外公館)

事務総局秘書課付

竹田泰樹

(5月31日)

名古屋簡易裁判所判事

福井簡易裁判所判事兼大野簡易裁判所

三崎雅司

(6月1日)

依願退官

東京高等裁判所判事

田原美奈子

(6月2日)

法

律

等

《道路交通法の一部を改正する法律について》

(令和六年五月二十四日公布 法律第三四号)

標記の法律（令和六年法律第三十四号）が、令和六年五月二十四日に公布されました。この法律は、附則第一項の規定により、同項各号に規定するものを除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。また、同項第一号に掲げる規定は公布の日から、同項第二号に掲げる規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

この法律は、最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、自転車等の交通事故の防止等のため、自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止、自転車等の運転者による一定の違反行為の反則行為への追加等の措置を講ずる必要があることを理由として公布されたものです。
(法文及び新旧対照条文は、令和六年五月三十一日付け最高裁刑三第三百十一号で通知したとおりです。)

最高裁判所	戸倉三郎	第一小法廷	深安岡塚宮川美津子	第二小法廷	山浪卓亮正	第三小法廷	宇林渡今石	司法研修所	也晴子彦博	首席調査官	小林宏克
裁判官	也介晶徹	裁判官	裁	裁判官	裁	裁判官	裁	裁判官	也道恵幸	上席調査官	中岡九郎
裁判官	也介晶徹	裁判官	裁	裁判官	裁	裁判官	裁	裁判官	也道恵幸	上席調査官	中岡九郎
裁判官	也介晶徹	裁判官	裁	裁判官	裁	裁判官	裁	裁判官	也道恵幸	上席調査官	中岡九郎
事務総局	事務総長	事務長	事務長	事務長	事務長	事務長	事務長	事務長	事務長	最高裁判所図書館	司彦隆一
審議官	堀後清	田藤真尚	眞樹哉	小野寺	山岡武	宇林渡	尾井矢石	矢石	吉小	吉小	吉小
デジタル審議官	西川裕	西川裕	一巳	岡谷千恵子	岡谷千恵子	渡今石	井池小	小	崎佳	崎佳	弥徹
家庭審議官	馬場俊	馬場俊	宏	福田佳	福田佳	尾井健	井池健	健	林	林	林
事務総局参事官	島直	島直	直	岡崎直	岡崎直	青須年克	柳栗年克	泰史	吉	吉	吉
秘書課長	島直	島直	之	馬渡直	馬渡直	事務局次長	事務局次長	事務局次長	高	高	高
広報課長(兼)	福福	福福	之	馬馬	馬馬	事務局次長	事務局次長	事務局次長	佐	佐	佐
序名	長官・所長	事務局長	事務局次長	序名	長官・所長	事務局長	事務局次長	序名	長官・所長	事務局長	事務局次長
東京高等	中村慎	和波宏典	下村義之	岡本光輝	岡山地方	久保田浩史	山形地方	中平健	加藤孝宗	金澤学	奥山浩次
知的財産高等	本多知成	大和谷教	森木田邦裕	三宅秀明	鳥取地方	加島滋人	山形家庭	"	(兼)佐藤喜一	(兼)佐藤喜一	(兼)奥山浩次
東京地方	渡部勇次	岩崎光宏	今村清二	今村玲子	福岡地方	"	"	"	(兼)奥山浩次	(兼)佐藤喜一	(兼)奥山浩次
"家庭	村田齊志	山根克彦	望月玲子	半野勇樹	石田邦之	"	"	"	浦野真美子	浦野真美子	浦野真美子
"家庭	高橋英明	植木佳恵	古谷恭一郎	福岡一樹	和田博司	"	"	"	田邊明	田邊明	田邊明
"家庭	赤堺珠代	北島康弘	浜本章子	和田和司	佐藤充希	"	"	"	畠山寿定	畠山寿定	畠山寿定
横浜地方	大竹昭彦	池田直昭	"	佐藤廣希	佐藤信聰	"	"	"	大川尚子	大川尚子	大川尚子
"家庭	萩本修	(兼)北島康弘	西田隆裕	上田大向	坂田敏正	"	"	"	(兼)大川尚子	(兼)大川尚子	(兼)大川尚子
"家庭	内田丈青	渡辺征徳	"	高城宏和	坂田幸二	"	"	"	熊谷浩三	熊谷浩三	熊谷浩三
"家庭	阪本恵子	町島優子	"	白井亮輔	高城宏和	"	"	"	小山内克明	小山内克明	小山内克明
さいたま地方	小出邦夫	松村啓秀	"	砂川朋子	砂川功	"	"	"	(兼)金子輝代	(兼)金子輝代	(兼)金子輝代
"家庭	荻水一隆	(兼)加茂容子	"	寺峰功	森澤哲也	"	"	"	金子輝代	金子輝代	金子輝代
"家庭	高山光明	花岡愛	八木一洋	澤村智子	澤村智子	"	"	"	内山崇	内山崇	内山崇
千葉地方	小野瀬厚	望月正一	人江猛	坂口亨	坂口亨	"	"	"	熊谷茂紀	熊谷茂紀	熊谷茂紀
"家庭	佐久間健吉	森本益	"	和田薰	和田薰	"	"	"	(兼)内山崇	(兼)内山崇	(兼)内山崇
水戸地方	福井章代	寺澤真人	沖本聰子	沖本聰子	佐賀地方	小倉哲浩	"	"	森喜明	森喜明	森喜明
"家庭	前田巖	澤井喜隆	市原義孝	中澤強	佐賀地方	"	"	"	近藤宏子	近藤宏子	近藤宏子
宇都宮地方	山田真紀	坂野喜隆	"	杉山洋一	佐賀地方	"	"	"	林欣寛	林欣寛	林欣寛
"家庭	"	小林中	"	中島啓祐	佐賀地方	"	"	"	村上庫二	村上庫二	村上庫二
"家庭	坂本雅子	鎌崎雅子	"	佐久間勝徳	佐久間勝徳	"	"	"	小池仁美	小池仁美	小池仁美
前橋地方	門田友昌	英範	"	佐野羽賀一	佐野羽賀一	"	"	"	奥田佳子	奥田佳子	奥田佳子
"家庭	八木貴美子	岸英範	"	(兼)永井年典	(兼)永井年典	"	"	"	丸山又生	丸山又生	丸山又生
静岡地方	永済健一	岡崎格	福井地方	野田恵司	佐野羽賀一	"	"	"	松村英樹	松村英樹	松村英樹
"家庭	細矢郁	青木孝之	"	本村直也	佐野羽賀一	"	"	"	古川洋一	古川洋一	古川洋一
甲府地方	氏本厚司	橋爪智子	"	鈴木正弘	佐野羽賀一	"	"	"	(兼)菊地将広	(兼)菊地将広	(兼)菊地将広
"家庭	"	菅原浩昭	"	竹内淳司	佐野羽賀一	"	"	"	(兼)古川洋一	(兼)古川洋一	(兼)古川洋一
長野地方	林俊之	伊藤竜太郎	"	金地啓之	佐野羽賀一	"	"	"	菊地将広	菊地将広	菊地将広
"家庭	"	星野俊也	"	佐野羽賀一	佐野羽賀一	"	"	"	中西覺	中西覺	中西覺
新潟地方	松村徹	(兼)土林太郎	"	佐野羽賀一	佐野羽賀一	"	"	"	(兼)古川洋一	(兼)古川洋一	(兼)古川洋一
"家庭	河上基也	黒澤剛	"	佐野羽賀一	佐野羽賀一	"	"	"	菊地将広	菊地将広	菊地将広
京都地方	内田博久	河上啓光	富山地方	吉田彩	佐野羽賀一	"	"	"	秀喜日比野貴樹	秀喜日比野貴樹	秀喜日比野貴樹
"家庭	"	内田博久	"	南出良仁	佐野羽賀一	"	"	"	(兼)中川賢也	(兼)中川賢也	(兼)中川賢也
大阪高等	平木正洋	岡崎洋	福井地方	野田恵司	佐野羽賀一	"	"	"	喜日比野貴樹	喜日比野貴樹	喜日比野貴樹
"地方	遠藤邦彦	岩井一真	広島高等	中山孝雄	佐野羽賀一	"	"	"	(兼)中川賢也	(兼)中川賢也	(兼)中川賢也
"家庭	西川知一郎	高橋亨	"	内藤裕之	佐野羽賀一	"	"	"	田中重良	田中重良	田中重良
京都地方	川畑正文	荒木健二	"	内藤裕之	佐野羽賀一	"	"	"	岩下展孝	岩下展孝	岩下展孝
"家庭	"	桜田健二	"	内藤裕之	佐野羽賀一	"	"	"	安藤貴	安藤貴	安藤貴
"家庭	"	松木慎治	"	濱口浩	佐野羽賀一	"	"	"	安藤貴	安藤貴	安藤貴
京都地方	川畑知一郎	関本利一	山口地方	未永雅之	佐野羽賀一	"	"	"	佐野羽賀一	佐野羽賀一	佐野羽賀一
"家庭	"	川畑利一	"	岡田健三	佐野羽賀一	"	"	"	佐野羽賀一	佐野羽賀一	佐野羽賀一
京都地方	川畑知一郎	堀江源之	"	川上永吉	佐野羽賀一	"	"	"	佐野羽賀一	佐野羽賀一	佐野羽賀一
"家庭	"	(兼)桜田和明	"	佐野羽賀一	佐野羽賀一	"	"	"	佐野羽賀一	佐野羽賀一	佐野羽賀一
京都地方	川畑知一郎	安達正広	岡山地方	森富義明	佐野羽賀一	"	"	"	佐野羽賀一	佐野羽賀一	佐野羽賀一
"家庭	"	木村祐司	"	森富義明	佐野羽賀一	"	"	"	佐野羽賀一	佐野羽賀一	佐野羽賀一

※事務局次長の記載順は五十音順